## 新型コロナウイルス感染症対策「緊急事態宣言」発令に対する 当社の取り組みについて

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスにより、り患された患者ならびに関係者のみなさまに、謹んでお見舞い申し上げます。

さて、このたび、政府が新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、「緊急事態宣言」を東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県を対象に、2020年4月7日から5月6日までを期限に発令しました。

当社としてはこれまでも新型コロナウイルス感染拡大に対応するため、従業員とその家族、お客様、お取引先様の安全確保を目的に、従業員の時差出勤、テレワーク、在宅勤務を中心とした対策を3月2日より実施してきましたが、「緊急事態宣言」を受けて、次の通り、その取り組みを強化します。

## <実施概要>

対象者・勤務形態など: <u>本社、支社すべての従業員を原則、在宅勤務とします</u> 在宅勤務者も外出を控え、業務の継続に必要な最小限の従業員は出社する際、 混雑する時間帯を避けて出退勤ができる時差出勤を徹底、出社後の外出も控えま す。また、これまで通り、

- ・不要不急の国内出張の原則禁止
- ・ 海外出張の禁止
- ・ICTデジタルツールを使った会議・商談の実施——の施策は継続します。

## 期 間: 2020年4月8日から5月6日まで

※ここに掲載されている情報は発表日現在のものです。状況に応じて実施期間や勤務形態を追加、変更する場合がございます。

今後とも社内外への感染被害の抑止、従業員の安全確保を第一に、引き続き、安定したサービスを継続的に行ってまいります。

関係者のみなさまには何卒、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。